

平成 19 年 1 月 29 日

財) 財務会計基準機構 御中

電 気 事 業 連 合 会

- 企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準 (案)」及び
- 企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針 (案)」について

ファイナンス・リース取引 (貸手側) の会計処理に対する意見

リースを主目的としない事業者については、貸手側の会計処理においても簡便法(リース料総額 300 万円以下のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。)を認めていただきたい。

(理由)

新基準における借手側の会計処理について、簡便法(リース料総額が 300 万円以下の件名について賃借処理する。)が認められるのであれば、リースを主目的としない事業者の貸手側の会計処理についても、同様の簡便法を認めていただきたい。

リースを主目的としない事業者の財務諸表における、「リース投資資産」計上の影響は限定的であるにも関わらず、会計処理の変更に伴う会計システム改修等、実務への負担が多大なものとなるため、ご配慮いただきたい。

リース料債権部分についての注記に対する意見

リース取引を主たる営業目的としない企業については、「リース取引に関する会計基準 (案) 21」にける貸手側注記事項「リース債権部分について、貸借対象日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額を注記する。」を不要としていただきたい。

(理由)

「リース取引に関する会計基準 (案) 18」において、「リース投資資産」が、当該企業の主たる営業活動から生じたものではない場合には、その表示区分を 1 年基準により、流動・固定の別に表示することとなる。

この場合、1 年基準により表示上すでに区分されている「リース投資資産」についてまで、「リース取引に関する会計基準 (案) 21」に基づく注記事項は過大であると考えられる一方、当該注記を行うことに伴う会計システム改修等、実務への負担は多大なものとなるため、当該注記は、不要としていただきたい。

ファイナンス・リース取引の注記に関する意見

会計基準（案）第 20 項に定める「リース投資資産について、将来のリース料を収受する権利（リース料債権）部分及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額を注記する。」は重要性が乏しい場合には不要としていただきたい。

（理由）

上記の注記の根拠として会計基準（案）41 項でリース料債権と見積残存価額とは性質が異なるためとなっているが、リース取引に重要性がない場合にまでそうした区分に基づく注記を要求することはコスト・ベネフィットの観点から望ましくないと考えられる。また、会計基準（案）第 21 項に定める注記では重要性に乏しい場合に注記を不要としていることとの整合性を取る意味でも第 20 項の注記についても重要性の判断基準を採用していただきたい。

以上